

洪水時等の避難確保計画

平成30年10月2日改定

施設名：狛江市立狛江第一小学校

第1節 総則

1 目的

第1条 本施設の洪水時等避難確保計画は、水防法の規定に基づき、施設における洪水等の被害から児童生徒（以下「児童等」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、施設の勤務者及び児童等など、施設を利用するすべての者に適用する。

第2節 自衛水防組織

1 自衛水防組織と役割分担

第3条 本施設の自衛水防組織として、学校長(管理者)を統括管理者とし、別紙の任務分担により、組織活動を実施する。

2 自衛水防組織員の防災教育及び訓練

第4条 自衛水防組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災に係る研修を受けさせるとともに、年1回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

第3節 防災態勢

1 洪水時の防災態勢

第5条 洪水時においては、次の防災態勢をとるものとする。

態勢	事柄	活動内容	対応要員
注意態勢	大雨注意報発表	統括管理者から各班に連絡態勢を確立した旨連絡する。	情報伝達係
		テレビ、インターネット、市防災情報メール等から気象情報を入手する。	
警戒態勢	大雨洪水警報発表	引き続き気象情報の入手に努める。	情報伝達係
		校内放送等で、児童等に発表情報等を伝える。 保護者への連絡を行う。	
		周辺住民への事前協力依頼を行う。	
		資機材を準備し、避難経路を確認する。	避難誘導係
非常態勢	大雨特別警報発表 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令	校内放送等で、児童等に発令内容を伝える。	全職員で対応
		避難誘導指示を伝える。	
		児童等を安全な避難先に避難誘導する。	
		避難状況の把握と避難漏れ等を確認する。	
	施設への著しい浸水など	市教委又は消防署などの公的機関に連絡し応援を求める。	

2 情報収集及び伝達

第6条 収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット
洪水予報、水位到達情報	インターネット(東京都水防災総合情報システム・東京アマッシュ)
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット、市防災情報メール

第7条 情報の伝達については、情報伝達係が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- 2 情報については、自衛水防団統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設内関係者の情報共有を行う。
- 3 警戒態勢の際、避難準備・高齢者等避難開始が発令され、避難を開始する際には、「一小学校メール」に基づき、避難所(狛江第一中学校)へ避難する旨を連絡する。
- 4 避難完了後、避難所で避難の受付を行う。また、避難箇所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能とされる場合には、「一小学校メール」に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

第4節 避難誘導等

1 避難誘導

第8条 避難場所については、狛江第一中学校とする。

第9条 周辺の浸水の状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難場所への避難が困難な場合には状況に応じ、本施設の上階、近くの避難できそうな施設等へ避難を行う。

第10条 避難場所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る。

第11条 避難場所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器を使用、誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、狛江市教育委員会と経路等についての確認のうえ、実施する。

2 避難の確保を図るための設備等の配備

第12条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次のとおりとする。なお、これら資機材については、日頃からその維持管理に努める。

収集する情報	収集方法
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員・児童等)、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食糧・飲料、防寒着、雨具

別紙（第3条関係）

統括管理者

学校長（管理者）：校長

施設防災管理者：副校長（避難時には当該施設に残留）

	役割・氏名	任務
情報伝達係	班長：主幹教諭（教務主任） 班員：特別活動部教員	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報・避難勧告等の情報収集 ・関係者及び関係機関との調整 ・校内放送による利用者等への周知

	役割・氏名	任務
避難誘導係	班長：主幹教諭（生活指導部） 班員：生活指導部教員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難器具の設定や操作

	役割・使命	任務
緊急対応係	班長：主任教諭（研究主任） 班員：研究推進委員会教員 行事部教員	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出物の搬出 ・応急処置所の設営・運営 ・負傷者の救護